

7 道州制下における大都市制度比較表

	特別市制度	（権限強化型）政令指定都市制度
制度概要	<ul style="list-style-type: none"> 道州から独立した特別市を設置する。（区域は都市圏をなす周辺市町村に拡大） 特別市の内部には、行政区又は特別区を設置する。 	<ul style="list-style-type: none"> 現行の政令指定都市制度を基本に権限・財源を現在よりも大幅に強化する。 行政区への分権を強化する。
道州との関係や役割分担	<ul style="list-style-type: none"> 特別市の区域内においては、道州が担う権限はすべて特別市が担う。 住民に身近な事務は区が担う。 道州は特別市以外の区域の広域的事務等を担う。 税源については、特別市税に加え特別市域内の道州税についても特別市の税とする。 	<ul style="list-style-type: none"> 指定都市を道州からどの程度独立した存在とするかは多様な考え方がありうる。 例えば関与特例について、現行の指定都市と同様一定の事務について道州の関与を要しないとする方式と、関与特例のうち国の関与を道州の関与とする方式などが考えられる。 道州が担う地域性が強い事務（道州の地方機関が担う事務等）は指定都市が担う。 道州は指定都市についても、広域事務や連絡調整事務を担う。
現行制度・関連制度等	<p>昭和22年の地方自治法制定時に、特別地方公共団体の一類型として創設。昭和31年、政令指定都市制度創設時に廃止。</p> <ul style="list-style-type: none"> 人口50万以上の市の中から法律（憲法第95条に基づく住民投票が必要）で指定。 特別市は、都道府県の区域外にあるものとする。 特別市については、原則として都道府県に関する規定を適用。 <p>【海外の関連制度】</p> <p>ベルリン、ハンブルク、ブレーメン（ドイツ）</p> <ul style="list-style-type: none"> ランド（州）と同格の「都市州」として位置づけられており、州と同じ権限を有している。 財政調整についても、都市州は、他の州と同じ取扱いである。 ベルリン市（都市州）には12の行政区があるが、都市州の一体性の確保の観点から、条例制定権や課税・起債権などは持っておらず、市による一元的な大都市行政が行われている。 	<p>地方自治法 252 条の 19</p> <p>【自治法上の要件】</p> <ul style="list-style-type: none"> 政令で指定する人口 50 万以上の市 <p>【運用上の要件】</p> <ul style="list-style-type: none"> 人口が 100 万人程度以上 指定都市になることについて当該市を含む都道府県が賛成している等 <p>【政令市の特例】</p> <ul style="list-style-type: none"> 事務権限上の特例 都道府県の事務について、地方自治法や個別法（都市計画法等）で指定都市が処理する事務とされている。 税財政上の特例 地方交付税、地方債等において、増額の特例が認められている。 行政関与に関する特例 一定の事務について、府県知事の許可を要しない又は府県知事の関与に代えて各大臣の関与を受ける。 行政組織上の特例 行政区、区選挙管理委員会等の設置
大都市問題	<ul style="list-style-type: none"> 基礎自治体から道州までの権限を持つことによって、大都市圏特有のニーズに沿った施策の迅速な実施が可能となる。 	<ul style="list-style-type: none"> 権限・財源が拡大することにより、現行の指定都市より、さらに主体的に大都市問題の解決に取り組むことができる。
二重行政問題	<ul style="list-style-type: none"> 道州と特別市が担う区域の重複が解消されるため特別市の区域内では二重行政は解決されるが、同様の施設を州も特別市も建設するという可能性は残る。 	<ul style="list-style-type: none"> 道州は広域的事務を担い、指定都市はその域内の事務を担うとの役割分担を徹底すれば、二重行政は基本的には解決されるが、施設の重複立地等の可能性は残る。
都市内分権	<ul style="list-style-type: none"> 市本庁と住民の距離が遠く、また本庁は道州と同等の事務を担うため、行政区の場合は、区への大幅な分権と区ガバナンスの強化が必要である。 特別区の場合、区ごとに執行機関及び議会を設置することにより行政コストの増大につながる。 	<ul style="list-style-type: none"> 現行でも区のガバナンスは十分とは言えないが、市の権限が強化される分、現行の指定都市よりも区への分権及びガバナンス強化を大幅に進める必要がある。
道州の広域機能、一体性	<ul style="list-style-type: none"> 道州内の中核的機能を持つ都市が独立する形となり、道州の総合的・一体的な地域づくりに支障をきたす可能性がある（特に意見が対立した場合の調整が困難） 特別市域内の税は道州に入らないため、州内市町村の財政調整が困難になる。 	<ul style="list-style-type: none"> 制度の組み立て方によるが、道州の広域的役割と政令指定市の自立性がそれぞれ一定程度確保される。

	特別区制度	特別機構制度
制度概要	<ul style="list-style-type: none"> 現在の指定都市の行政区を、道州直轄の特別区とする（現行の東京都区制度と同様）。 	<ul style="list-style-type: none"> 現在の指定都市の行政区を基礎自治体（市）とし、州と当該市及び周辺市町村で構成する特別機構（広域連合等）を置く。 この地域では例えば、グレーター・ナゴヤ・オーソリティ（GNA）
道州との関係や役割分担	<ul style="list-style-type: none"> 特別区は権限が制限された地方公共団体。基本的には州との関係は他の市町村と同じ。 住民に身近な業務は区が担うこととし、大都市事務及び広域的業務は道州が担う。 	<ul style="list-style-type: none"> 特別機構の所管事務については、州から独立した関係となる。 住民に身近な業務は市、大都市問題については特別機構、広域的業務は州が担う。
現行制度・関連制度等	<p>地方自治法 281 条ほか</p> <p>【自治法上の要件】</p> <ul style="list-style-type: none"> 都の区 <p>【都と区の事務分担】</p> <ul style="list-style-type: none"> 都は府県が行う事務及び、市町村が処理する事務のうち、人口が高度に集中する大都市地域における行政の一体性及び統一性の確保の観点から都が一体的に処理することが必要な事務（消防、上下水道等）を担う。 特別区は特別地方公共団体として位置づけられているが、区民に身近な事務（清掃、介護保険等）を担っているのみであり、一般の市町村と比較して権限等が大きく制限されている。 市町村民税法人分、固定資産税、特別土地保有税は、都区財政調整の財源のため都で賦課徴収を行っている。事業所税、都市計画税は、都市計画事業を都で行っているため都で賦課徴収を行っている。 <p>【財政調整】</p> <ul style="list-style-type: none"> 都が賦課徴収している市町村税のうち、52%を「特別区財政調整交付金」として交付し、区間格差の調整を行っている。 	<p>グレーター・ロンドン・オーソリティ</p> <ul style="list-style-type: none"> 業務は、公共交通、地域計画、経済開発及び都市開発、環境保全、警察、消防及び緊急計画、文化、メディア及びスポーツ、保険衛生などの分野でのロンドン全域に係る企画・調整。 実施は、警察局、交通局、開発公社等が行う。 住民へのサービスは、ロンドンの基礎自治体である 32 のロンドン区とシティが行う。 ロンドン議会の権限 25名の議員で構成されており、4年ごとの選挙で選出される。 <p>【権限】</p> <ul style="list-style-type: none"> 市長の政策立案の補佐及び実施状況の検証 予算案の修正及び承認 ロンドンの主要課題の調査・検討 狭義のGLA職員の任用 実務機関の理事への就任等
大都市問題	<ul style="list-style-type: none"> 大都市問題を道州が行うことにより、広域的地域づくりと整合をとりつつ、諸課題の解決を図ることができる。ただし、道州という都道府県より広い区域の自治体が、大都市事務とは言え基礎自治体の事務を担いのかどうか（担いうるとしても適切か）。 	<ul style="list-style-type: none"> 大都市問題に、その範囲に則した住民のガバナンスの下でスムーズに対応できる。 他の団体や事務との整合が課題となる。
二重行政問題	<ul style="list-style-type: none"> 道州と区の事務の重複が解消されるため、基本的には二重行政は生じない。 	<ul style="list-style-type: none"> 道州・GNA・市町村の役割分担が明確化され、基本的には二重行政は生じない。
都市内分権	<ul style="list-style-type: none"> 行政区よりガバナンスや権限が強い。 区ごとに執行機関及び議会を設置することから、行政コストの増大につながる。 	<ul style="list-style-type: none"> 指定都市の区が基礎自治体になり、都市内分権の必要は無くなる。ただし、これまで大都市政策の中で各区が役割を分担しており、各区の格差も大きい中では、それぞれを基礎自治体として独立させることが可能か（望ましいのか）という問題がある。
道州の広域機能、一体性	<ul style="list-style-type: none"> 広域機能は道州が一体的に担う。 	<ul style="list-style-type: none"> GNAの機能は限定され、また道州が構成員になるのであれば一体性は担保できる。